

# マイナンバーカード申請・受取窓口 のお知らせ



☎ 市民協働部市民課(庁舎1階)  
担当:細川ちひろ ☎43-0390

マイナンバーカードを取得して  
「ワンチーム商品券の購入引換券」  
をもらおう!!

令和4年1月28日(金)までにマイナンバーカードを取得すると、現金1,000円で5,000円分のワンチーム商品券を購入できる引換券がもらえます。マイナンバーカードは申請から取得(受取)まで2か月程度かかりますので、**お早めの申請をお願いします。**

## ① 申請・受取休日窓口【申請・交付】

■日時 10月9日(土)、24日(日) 8時30分～12時

■場所 加東市役所1階 市民課

マイナンバーカードの交付申請をする方の証明写真撮影や書類作成をサポートします。

また、既に申請手続きを済ませ、マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書(受取案内はがき)をお持ちの方のためのカード受取窓口も併せて開設します。

### カードの交付申請について

■必要書類 下記の①、および②

※書類が揃わない場合は、事前にご相談ください。

①公的機関発行の本人であることが確認できる書類

※下記の①1点、または②2点

①顔写真付の書類 ㊟運転免許証、在留カード

②顔写真無の書類 ㊟健康保険証、年金手帳

※有効期間内のものに限りです。

②マイナンバー通知カード、または個人番号通知書

※マイナンバーが記載された紙製のもの

※住民基本台帳カードをお持ちの方は、ご持参ください。

※有効期限切れ等のため、再交付(紛失、提出済みを除く)の申請をされる方は、マイナンバーカードをご持参ください。

### カードの受取りについて

上記の■必要書類に加え、受取案内はがきが必要です。

## ② 申請サポート臨時窓口【申請】

マイナンバーカード申請サポート臨時窓口を市内2か所に開設しています。申請の際は、お近くの窓口をご利用ください。

※マイナンバーカードの受取りには、市民課窓口にお越しいただく必要があります。

■開設場所・日時

□滝野公民館

毎週水曜日、金曜日(祝日を除く) 9時～16時

□東条福祉センター「とどろき荘」

毎週火曜日、木曜日(祝日を除く) 9時～16時

■必要書類 下記の①、②、および③

①公的機関発行の本人であることが確認できる書類  
※左記「①申請・受取休日窓口 ■必要書類①」参照

②マイナンバー通知カード、または個人番号通知書

③国からマイナンバー通知カードとともに届いた「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」、または国から届いた「QRコード付き交付申請書」

※15歳未満の方、または成年被後見人の方が申請される場合は、法定代理人の同行と、法定代理人の本人確認書類も必要です。

## ③ 出張受付キャンペーン【申請】

やしろショッピングパークBio(イオン社店)でマイナンバーカードの出張受付サービスを実施します。その場で、無料で写真撮影や書類作成をサポートします。

■日時 11月6日(土) 10時～15時

■場所 やしろショッピングパークBio(イオン社店) 1階 情報プラザ

■必要書類 左記「①申請・受取休日窓口 ■必要書類」参照

## ④ 夜間窓口【交付】

■日時 10月21日(木) 17時30分～19時 ※要予約

■場所 加東市役所1階 市民課

■予約受付 8時30分～17時15分 ☎43-0390

※土曜日、日曜日、祝日を除く

窓口での待ち時間を短縮し、スムーズな交付を行うため、**必ず事前に電話でご予約ください。**

予約には、受取案内はがきに書かれた管理番号が必要ですので、お手元にご用意ください。

# 加東市避難行動要支援者名簿に登録を

高齢者や障害者等、災害時に自力での避難が難しい方のうち、自治会や消防署等関係者への情報提供に同意していただいた方を「加東市避難行動要支援者名簿」として取りまとめ、平常時から自治会や消防署等関係者と共有し、災害時の安否確認や避難誘導等に役立てています。

◎避難行動要支援者名簿の提供範囲

市から下記のA～Eに対して情報を提供します。

A区長・自治会長 B民生委員・児童委員 C加東市社会福祉協議会 D北はりま消防組合 E加東警察署

調査票の回答をお願いします

令和2年9月2日から令和3年9月1日までに、下記の①～⑤のいずれかに該当する方、および令和2年度の調査に回答いただけていない方に対して、調査票をお送りしています。

※令和2年度の調査に回答いただいた方にはお送りしていません。

①要介護認定3～5の認定を受けている

②身体障害者手帳1級、または2級の交付を受けている

③療育手帳A判定を受けている

④精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている

⑤高齢者のひとり暮らしや高齢者世帯で福祉票を提出されている

※上記の①～⑤に該当しない方でも、妊娠婦や子育て中の家庭等の理由で支援が必要な方は、市に申し出ていただくことで、避難行動要支援者名簿に登録することができます。

■回答期限 10月29日(金)

■回答方法 同封の返信用封筒にて郵送、または持参

※回答が確認できなかった方には、12月に再度調査票をお送りします。

※すでに名簿に登録されている方のうち、登録内容に変更がある方や、登録の削除を希望される方は、福祉総務課にご連絡ください。

☎健康福祉部福祉総務課(庁舎1階) 担当:平田麻実 ☎43-0408

# 子育て世帯生活支援臨時特別給付金を支給します

市の独自支援事業として、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けている子育て世帯を対象に、臨時特別給付金を支給します。

【支給対象】

平成15年4月2日から令和4年2月28日までに生まれた子どもの養育者で、申請日時点で加東市に住民登録がある

※令和3年3月31日時点で19歳の子どもの養育者で、特別児童扶養手当を受けている方も対象になります。

【申請方法】

対象の方に「子育て世帯生活支援臨時特別給付金支給申請書(請求書)」をお送りします。

必要事項を記入し、振込口座の通帳の写し、もしくはキャッシュカードの写しを申請書(請求書)に貼り付けて(高等学校等の生徒がいる場合は、在籍していることを証明する書類の写しも必要)、郵送(返信用封筒)もしくは、福祉総務課の窓口へ直接提出してください。

【支給額】 児童1人当たり1万円

【申請期限】 令和4年3月11日(金) ※必着

※すでに「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」を支給された方は対象外です。

※令和3年1月1日以降、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方については、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の対象となりますので、福祉総務課に直接ご相談ください。

☎健康福祉部福祉総務課(庁舎1階) 担当:篠田玲子 ☎43-0408